

(広報資料)



平成30年3月28日
京都市建設局
〔担当 自転車政策推進室〕
〔電話 222-3565〕

放置自転車等保管所業務の見直しと電話相談受付窓口の設置について

京都市における放置自転車は、市民の皆様の御協力で全体として減少傾向にあり、本市による撤去台数も平成22年度に86,244台であったものが平成28年度には41,391台と減少を続けています。

このような今日的状況を受けて、本市では、撤去した自転車及び原動機付自転車の保管及び返還を行う保管所の業務について、下記のとおり、見直しを行います。

また、放置自転車等に関する市民の皆様の御相談・御要望に迅速かつ的確に対応するため、専用電話回線による、24時間365日利用可能な受付窓口を設置します。

記

1 十条保管所の廃止

平成30年3月末日をもって廃止します。

2 保管所の開所時間の変更

保管所の開所時間を、平成30年4月1日から、次のとおり変更します。

<保管所の開所時間一覧>

	平成29年度	平成30年度
国際会館駅保管所	午前10時30分～午後9時00分	午後2時00分～午後9時00分
三条千本保管所	午前10時30分～午後9時00分	午後2時00分～午後9時00分
くいな橋保管所	午前10時30分～午後9時00分	午後2時00分～午後9時00分
吉祥院保管所	午前10時30分～午後9時00分	午後2時00分～午後9時00分
石田保管所	午前10時30分～午後6時00分	午後2時00分～午後6時00分
十条保管所	午前10時30分～午後9時00分	(廃止)

3 電話相談受付窓口の設置

(1) 受付内容

ア 放置自転車等の撤去に関する要望

イ 放置自転車等撤去に関する相談・お問合せ

(2) 電話番号

075-241-0333

(3) 供用開始日

平成30年4月1日(予定)